

令和7年度サブスクリプションサービスによる顧客交流促進事業 企画提案募集要領

この要領は、令和7年度サブスクリプションサービスによる顧客交流促進事業において、静岡県と事業の目的を共有し、事業を運営する企業・団体（以下「事業運営者」という。）を選定するために実施する企画提案募集について、必要な事項を定めるものである。

1 事業目的

サブスクリプションサービスを活用し、静岡県内のスポーツ、文化、観光のイベントなどを一体的に情報発信し、静岡県民の体験機会の増大を図るとともに、スポーツチームや文化団体、観光施設などの誘客を図ることを目的とする。

2 事業実施方法

静岡県と事業運営者は、事業に関する協定を締結し、静岡県は事業運営者に負担金を支払い、事業運営者は事業に関する業務を行う。なお、協定締結は令和7年6月上旬までを予定している。

3 事業期間

協定締結日から令和8年3月31日（火）

4 事業運営者が行う業務の内容

別添「令和7年度サブスクリプションサービスによる顧客交流促進事業 事業説明書」のとおり。

5 事業経費の負担

前項の業務に要する費用は、静岡県の負担金及び静岡県版サブスクリプションサービスの会員から徴収した会費をもって充てる。

ただし、これを越えた場合の不足分については、事業運営者が負担するものとする。

6 事業運営者に支払う静岡県の負担金限度額

23,540,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

7 事業運営者の選定方法

企画提案方式により、内容等の最も優れた企業・団体に決定。

8 企画提案参加資格

参加資格を有するものは、次のいずれにも該当するものとする。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）日本国内に本社を有していること。
- （3）直近1年間に於いて、都道府県税を滞納している者でないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- （5）次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

9 実施スケジュール

ホームページによる募集開始	令和7年5月2日（金）
質問票の提出期限	令和7年5月8日（木）正午まで
質問票への回答	令和7年5月12日（月）
参加表明書の提出期限	令和7年5月15日（木）正午まで
企画提案書の提出期限	令和7年5月22日（木）正午まで
審査会（プレゼンテーション）	令和7年5月28日（水）
審査結果の通知	令和7年5月30日（金）

※応募者の状況により変更する場合がある。

10 企画提案募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、所定の様式（様式1）により提出すること。なお、下記に係る質問については受け付けない。

- ・ 電話や来訪による口頭での質問
- ・ 提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準についての質問

（1）提出期限

令和7年5月8日（木）正午まで

（2）提出先

静岡県スポーツ・文化観光部企画経理課

Mail : bunkakanko_kikakukeiri@pref.shizuoka.lg.jp

（3）提出方法

電子メール

（4）回答

質問提出期限終了後に一括して、静岡県の入札・業務委託・プロポーザル等（スポーツ・文化観光部）ホームページ「令和7年度サブスクリプションサービスによる顧客交流促進事業企画提案募集について」内に公開する。

【掲載ページ】

<http://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsusports/index.html>

11 企画提案への参加表明

参加表明は、所定の様式（様式2）により提出すること。

- (1) 提出期限
令和7年5月15日(木) 正午まで
- (2) 提出先
静岡県スポーツ・文化観光部企画経理課
Mail : bunkakanko_kikakukeiri@pref.shizuoka.lg.jp
- (3) 提出方法
電子メール

12 企画提案書の提出

参加する者は、以下の書類を提出すること

	提出物	内 容	様式	部数 (データ)
①	企画提案書かがみ	・ 社印等の押印は不要	様式 3	1 (PDF)
②	企画提案書	・ 様式 4 を、13 (2) エに示す評価項目及び評価内容を基に記載すること。 ・ 企画提案書は日本産業規格 A 4 用紙 20 ページ以内、カラーとする。	様式 4 (任意)	1 (PDF)
		・ 審査会プレゼンテーション補足資料 (任意)	任意	1 (PDF)
③	参加資格等 確認書類	・ 法人の登記簿謄本 ・ 直近 1 年間の納税証明書 (本社所在地の法人都道府県税) ・ 会社の概要 (組織、沿革、事業) が分かる資料 (パンフレット等)	任意	1 (PDF)
④	見積書	・ 事業説明書第 4 項 業務内容に基づいた内訳を記載	任意	1 (PDF)

※ 上記「企画提案書」の内容については、事業運営者を選定するためのものであり、選定された企画提案の内容は、負担金限度額の範囲内で協議の上、修正する場合がある。

- (1) 提出期限
令和7年5月22日(木) 正午まで (必着)
- (2) 提出先
静岡県スポーツ・文化観光部企画経理課
Mail : bunkakanko_kikakukeiri@pref.shizuoka.lg.jp
- (3) 提出方法
電子メール

(4) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・ 提出期限を過ぎて提出物が提出された場合
- ・ 提出物に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 本要領に違反すると認められる場合
- ・ その他静岡県があらかじめ指示した事項に違反した場合

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出物の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ 複数提案の禁止

提案者は、複数案の企画提案書の提出はできない。

エ 返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

オ 費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

カ その他

提案者は企画提案書の提出をもって募集要領等の記載内容に同意したものとする。

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

13 審査に係る事項

(1) 審査会での審査方法

審査は、静岡県が別に定める委員により組織された選定委員会が行う。

なお、事業運営者の候補者選定にあたっては、評価項目に基づき、提案者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議のうえ選定する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 日にち、場所

日にち：令和7年5月28日（水）

場所：Zoom等を活用したオンライン審査会を予定

※詳細については、企画提案書の提出期限後、別途通知する。

イ 企画提案の所要時間

各提案者 30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）とする。

ウ 注意事項

- ・ 審査会（プレゼンテーション）では様式4を用い、必要に応じて審査会プレゼンテーション補足資料として静岡県へ提出した資料を用いることができる
- ・ 提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない
- ・ 指定の時間に遅れた場合には審査対象とはしない

エ 評価項目及び評価内容

提案された事業内容について、次表の項目に基づき数値（得点）で評価し、予算の範囲内において、最も得点の高い者を事業運営者の候補者として選定する。ただし、一つの評価項目に対して、著しく劣るの評価を過半数以上の委員がした場合、その提案者は事業運営者の候補者に選定しないことを基本とする。

なお、審査会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

評価項目		評価内容	配点
事業理解度		・事業目的に則した提案内容となっているか ・各種コンテンツ（スポーツ・文化・観光）の状況や課題を熟知しているか 等	10
実施体制		・システム構築、サブスクリプションサービスの運営など、今回の事業を遂行できる実施体制があるか 等	5
事業の実行力		・類似事業（官民間問わず）の実績はあるか 等	15
企画力	システム構築	・多様な端末に対応しているか ・システムのバックアップはされているか ・セキュリティ対策はされているか 等	5
	サブスクリプションサービスの運営	・会員に理解しやすいサービスとなっているか ・会費の徴収、コンテンツ提供事業者への対価支払いなどに工夫はあるか ・会員からの問合せ体制は整っているか ・コンテンツ提供事業者からの問合せ体制及びフォロー体制は整っているか ・コンテンツ提供事業者の負担（手間）は少ないか 等	20
	会員募集	・会員募集の工夫はされているか 等	15
	コンテンツ提供事業者募集	・コンテンツ提供事業者募集の工夫がされているか ・スポーツ・文化・観光の分野が幅広く対象となっているか 等	15
事業の検証・改善		・事業の効果を把握でき、今後の改善に繋がる内容となっているか 等	10
見積りの妥当性		・事業費の積算は適切か ・経費削減の工夫はされているか 等	5
合 計			100

評価点	採点基準
配点×1.0	特に優れている（事業の趣旨以上の効果が期待でき、特に評価できる）
配点×0.8	優れている（事業の趣旨以上の効果が期待できる）
配点×0.6	普通（事業の趣旨に合致している）
配点×0.4	劣る（事業の趣旨を一部満たしていない）
配点×0.2	著しく劣る（事業の趣旨を満たしておらず、効果が期待できない）

14 審査結果の通知

選定結果は、選定通知書（様式5）又は非選定通知書（様式6）にて、全ての企画提案者に令和7年5月30日（金）までに通知する。

15 非選定結果に対する説明

非選定通知書を受け取った者は、通知の翌日から5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に書面（自由様式）により、非選定理由（審査結果に係る自社の評価）について説明を求めることができる。

16 留意事項

- ・協定を締結した事業運営者を公表する。
- ・社会情勢の変動により、協定締結後に内容変更する場合がある。

17 問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部企画経理課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館 11 階

電話 054-221-3612 FAX 054-221-3627

Mail : bunkakanko_kikakukeiri@pref.shizuoka.lg.jp